

新宮町公共下水道事業経営戦略

団 体 名 : 新宮町

事 業 名 : 公共下水道事業

策 定 日 : 令和 6 年 10 月

計 画 期 間 : 令和 7 年度 ~ 令和 16 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	【公 共】平成2年度(35年) 【単独公共】平成21年度(15年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法適(全部適用)
処理区域内人口密度	63.74 人 / ha	流域下水道等への 接 続 の 有 無	無
処 理 区 数	2処理区(新宮処理区・中央処理区)		
処 理 場 数	1施設(新宮中央浄化センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	新宮処理区においては、「新宮町の下水の処理に関する基本協定」に基づき、福岡市公共下水道へ接続し、和白水処理センターにて処理を行っています。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	本町下水道事業の下水道使用料金は、「基本使用料」と「汚水排出量に応じた従量使用料」の合計額に消費税率及び地方消費税率を乗じて得た額を加えた額となります。そのうち従量料金は多く使用するほど1m ³ 当たりの単価が高くなる逦増型料金体系となっています。				
業務用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	一般家庭使用料体系と同じです。				
その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	該当ありません。				
条 例 上 の 使 用 料 *2 (20 m ³ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	令和3年度	3,000 円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (20 m ³ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	令和3年度	3,479 円
	令和4年度	3,000 円		令和4年度	3,501 円
	令和5年度	3,000 円		令和5年度	3,539 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

<料金表(1か月当たり)>

基本使用料	1,000円		10m ³ まで	30円/m ³
		従量使用料	11m ³ ～20m ³	170円/m ³
			21m ³ ～30m ³	180円/m ³
			31m ³ ～40m ³	190円/m ³
			41m ³ ～50m ³	200円/m ³
			51m ³ ～100m ³	230円/m ³
			101m ³ ～200m ³	250円/m ³
			201m ³ ～300m ³	280円/m ³
			301m ³ ～	300円/m ³

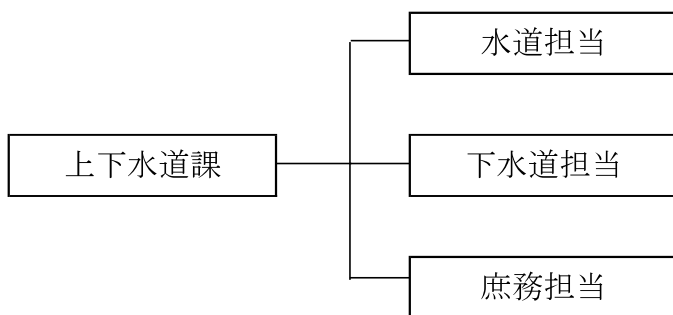
※上記料金の合計額に消費税が別途かかります。(10円未満切り捨て)

※検針が隔月となっている箇所、検針を行わない月は基本料金のみ請求します。

③ 組織 (令和6年4月1日時点)

職 員 数	15人(内7人公共下水道事業)
事業運営組織	平成14年4月に下水道課と水道課を統合し、上下水道課になりました。 新宮町上下水道課は、水道担当、下水道担当、庶務担当の3つに分かれています。 課長(1人)、課長補佐(1人)、主幹(4人)、主査(7人内1名再任用職員)、主事(2人)の15人です。

<組織体制>



<職員数・年齢構成等>

年齢	管理職	水道担当	下水道担当	庶務担当	合計
61歳～	人	人	1人	人	1人
51～60歳	1人	人	1人	人	2人
41～50歳	1人	2人	2人	4人	9人
31～40歳	人	人	人	人	人
～30歳	人	人	1人	2人	3人
合計	2人	2人	5人	6人	15人

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	(施設関連) 施設維持管理業務委託、保守点検・調査・検査業務委託、清掃業務委託 (その他関連) 下水道台帳及び資産台帳データ作成業務委託、量水器検針委託
	イ 指定管理者制度	該当ありません。
	ウ PPP・PFI	計画期間内(R7～R10)において、新宮中央浄化センター増設事業を民間活力イノベーション推進下水道事業にて実施する予定です。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当ありません。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当ありません。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

別紙のとおり

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

本町の公共下水道事業は、未供用の区域が残っているほか2地区で土地区画整理事業が進捗されており、処理区域内人口は今後も増加する見込みです。
また、公共下水道全体計画及び事業計画改定時に適宜見直す予定です。

予測値

(人)

年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
新宮処理区	11,575	11,661	11,747	11,285	11,371	11,457	11,543	11,629	11,715	11,800
中央処理区	18,398	19,061	19,109	19,694	21,607	21,649	21,730	21,753	21,778	21,800
合計	29,973	30,722	30,856	30,979	32,978	33,106	33,273	33,382	33,493	33,600

(2) 有収水量の予測

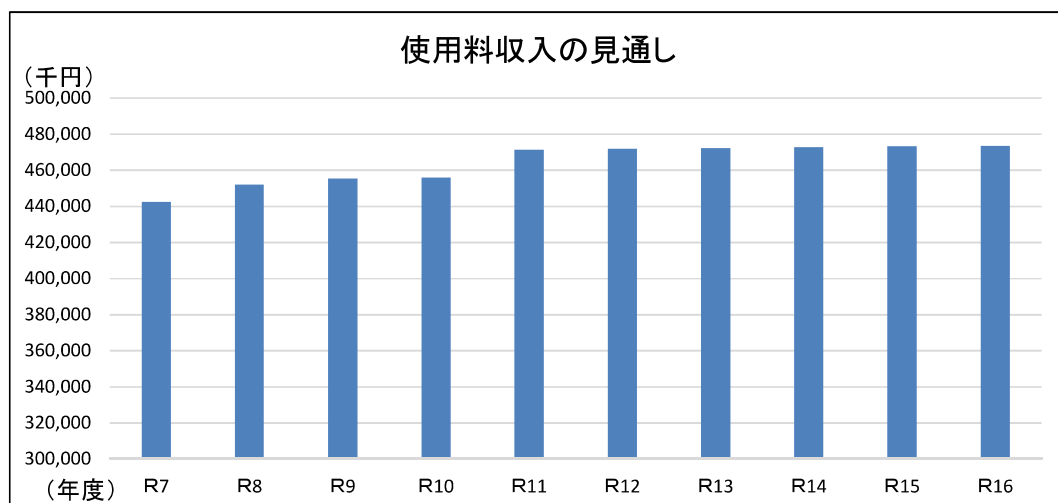
過去の水洗化人口の伸び率や、今後予定されている開発区域や、既存の大型合併浄化槽利用地域の供用開始予定時期などを考慮し、有収水量を予測しました。また、処理区域内人口の予測値との整合性を図っています。

予測値

年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
水洗化人口(人)	29,047	29,764	29,896	29,993	31,902	32,027	32,190	32,297	32,407	32,513
有収水量(m ³)	2,567,755	2,631,138	2,642,806	2,651,381	2,820,137	2,831,187	2,845,596	2,855,055	2,864,779	2,874,149

(3) 使用料収入の見通し

大型団地や土地区画整理事業区域などの供用時には、使用料収入の増加が見込まれます。



(4) 施設の見通し

管路においては今後も整備を進めていきますが、既存の施設の中には古いもので築造後50年経過するものもあり、経年劣化による機能低下が見受けられます。そのため、ストックマネジメント計画に基づく点検、調査結果をもとに、優先度の高いものから計画的な改築更新等を実施していく予定です。

また、処理場やポンプ場施設においても、ストックマネジメント計画に基づき改築更新等を実施していくとともに、汚水量の増加に伴い、処理施設の増設を実施する予定です。

(5) 組織の見通し

現段階では、職員数の変更は予定していませんが、今後、デジタルトランスフォーメーションやウォーターPPP等の導入を検討し、適切な人員配置を目指します。

3. 経営の基本方針

(基本方針)

公共下水道区域の面整備と浸水対策を計画的に進めていくとともに、環境美化の推進、あらゆる生活環境の改善、充実のために、住民への意識啓発、各主要施策を推進していきます。

(主要施策)

- ① 公共下水道区域内の計画的な面整備と適切な維持管理に努めます。
- ② 浸水対策事業として、雨水渠などの整備を計画的に実施します。
- ③ 河川の水質を保つため、公共下水道への接続の促進や適正な排水処理の指導に努めます。
- ④ 下水道施設の機能維持のため、計画的に改築・更新を実施します。
- ⑤ 下水道事業の健全経営のため、効率的な民間委託によりコスト縮減に努めます。
- ⑥ 財源確保のため、国庫補助金を積極的に活用しつつ、適正な下水道使用料の在り方について検証します。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)

別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	①未普及対策及び浸水対策 計画的に管渠整備を進めていくことで事業の平準化を図ります。 ②下水道施設の点検・改築更新事業 スtockマネジメント計画に基づき、効率的な改築更新を行うことによりコスト削減を図ります。 ③処理場及びポンプ場の増設 流入汚水量が施設の処理能力に迫ってきているため、早期に増設事業を実施します。
-----	---

① 未普及対策及び浸水対策 中央処理区管渠整備 下水道区域内雨水渠整備	事業期間 令和7年度～令和16年度 事業期間 令和7年度～令和16年度	事業費 1,640百万円 事業費 233百万円
② 下水道施設の点検・改築更新事業 処理場及びポンプ場	事業期間 令和7年度～令和16年度	事業費 1,536百万円
③ 処理場及びポンプ場の増設 処理場増設(水処理・汚泥処理) ポンプ場増設	事業期間 令和7年度～令和10年度 事業期間 令和8年度	事業費 2,825百万円 事業費 7百万円

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	公共サービスを持続的に提供していくために、必要な財源確保に努めます。
-----	------------------------------------

<ul style="list-style-type: none"> ・大型団地や土地区画整理事業区域などの供用時には使用料収入の増加が見込まれます。 ・交付金や国庫補助金等を積極的に活用していきます。 ・不足する財源は、企業債により充当します。
--

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

職員給与費 ・職員給与費	現時点で職員数の増減は予定していないため、給与改定分のみを反映して積算しています。 令和7年度～令和16年度 金額: 544百万円
経費 ・動力費	近年の実績や今後の有収水量の予測などにより事業費を推定しています。 令和7年度～令和16年度 金額: 488百万円
・工事、修繕費	修繕計画に基づき実施します。 令和7年度～令和16年度 金額: 345百万円
・薬品費	計画期間内においては、運転管理計画に基づいて必要な費用を算出しています。 令和7年度～令和16年度 金額: 142百万円
・その他	施設の維持管理に必要な費用を計上しています。主に中央浄化センターや新宮ポンプ場などを運転するための費用で、社会情勢や排水量の状況などにより適宜見直しを図ります。 令和7年度～令和16年度 金額: 2,288百万円

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	未反映の取組はありません。
投資の平準化に関する事項	未反映の取組はありません。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	未反映の取組はありません。
その他の取組	合流区域における分流化を検討します。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	下水道使用料収入は、一時的に増加する見込みがあるが、財源確保のため適正な下水道使用料の在り方を検証します。
資産活用による収入増加の取組について	活用できる資産はありません。
その他の取組	採択要件に合致する補助金メニューを研究し、財源確保に努めます。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	今後、ウォーターPPP導入に向け調査研究を行っていき、計画期間内での導入を目指します。
職員給与費に関する事項	デジタルトランスフォーメーションを推進し、人件費の削減を目指します。
動力費に関する事項	設備の適切な管理を行い、無駄のない運用を継続していきます。
薬品費に関する事項	ウォーターPPPの推進による包括的な委託や水道事業と連携することで効果的な薬品調達、保管に努めます。
修繕費に関する事項	ウォーターPPPの推進による包括的な委託や水道事業と連携することで資機材の調達や保管、技術者の連携による修繕費用削減に努めます。
委託費に関する事項	ウォーターPPPの推進による運転管理や維持修繕業務を包括的に委託することで、また水道事業との連携を図ることで効率的な業務管理を徹底します。
その他の取組	令和4年3月に策定された福岡県汚水処理事業【広域化・共同化計画】に基づき、BCP(業務継続計画)の策定や排水設備工事事務の一元化といったソフトメニューについて検討します。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	経営審議会において経営戦略の事後検証を行い、5年以内に見直すとともに必要に応じて改定します。
---------------------	--

(用語説明)

・PPP/PFIとは

PPP(パブリック・プライベート・パートナーシップ)は、官民が協同して、効率的かつ効果的に質の高い公共サービス提供を実現するという概念で、PFI(プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)は、PPPの手法の一つで、公共施設等の建設、維持管理、運営等を、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

・ストックマネジメントとは

現行の長寿命化対策のように施設毎ではなく、下水道施設全体の中長期的な施設状態を予測しながら維持管理、改築を一体的に捉えて計画的・効率的に管理していく手法。

・ウォーターPPPとは

水道、下水道、工業用水道分野において、官民連携で、管理・更新を一体的にマネジメントする方式。

・DX(デジタルトランスフォーメーション)とは

業務をデジタル化し課題を解決するだけでなく、社会や組織・ビジネスの仕組みそのものを変革する取組。

・BCP(業務継続計画)とは

災害発生時のヒト、モノ情報及びライフライン等の利用できる資源に制約がある状況下においても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画。

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円,%)

区 分		年 度									
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
収 益	1. 営 業 収 益 (A)	513,355	518,349	522,657	532,343	545,539	545,409	547,697	550,935	561,844	561,602
	(1) 料 金 収 入	442,368	452,097	455,487	455,987	471,443	471,943	472,443	472,943	473,260	473,607
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)										
	(3) 他 会 計 負 担 金 (雨 水 処 理 負 担 金)	70,085	65,350	66,268	68,904	70,694	72,564	74,352	77,090	81,132	84,593
	(4) 国 庫 補 助 金 (管 路 調 査)				6,550	2,500				6,550	2,500
	(5) そ の 他	902	902	902	902	902	902	902	902	902	902
	2. 営 業 外 収 益	399,676	391,550	408,468	401,696	479,526	485,984	466,830	493,883	490,022	499,622
	(1) 補 助 金	122,738	124,222	126,296	130,757	136,773	142,229	148,028	155,041	164,055	174,714
	他 会 計 補 助 金	122,738	124,222	126,296	130,757	136,773	142,229	148,028	155,041	164,055	174,714
	そ の 他 補 助 金										
入 収	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	276,838	267,228	282,072	270,839	342,653	343,655	318,702	338,740	325,865	324,806
	(3) そ の 他	100	100	100	100	100	100	100	102	102	102
	収 入 の 計 (C)	913,031	909,899	931,125	934,038	1,025,065	1,031,393	1,014,528	1,044,818	1,051,866	1,061,224
	1. 営 業 費 用	866,039	816,847	832,728	832,207	955,783	958,832	920,016	964,025	951,867	950,822
	(1) 職 員 給 与 費	49,144	50,203	51,301	52,440	53,622	54,848	56,120	57,441	58,812	60,236
	基 本 給 付 費	24,864	24,864	24,864	24,864	24,864	24,864	24,864	24,864	24,864	24,864
	そ の 他	24,280	25,339	26,437	27,576	28,758	29,984	31,256	32,577	33,948	35,372
	(2) 経 費	356,085	319,996	306,078	323,926	321,574	318,668	322,775	327,001	335,605	331,728
	動 力 費	44,846	45,846	46,846	47,846	48,846	48,846	49,846	50,846	51,846	52,846
	修 繕 費	991	991	991	991	991	991	991	991	991	991
材 料 費	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	
そ の 他	310,218	273,129	258,211	275,059	271,707	268,801	271,908	275,134	282,738	277,861	
(3) 減 価 償 却 費	460,810	446,648	475,348	455,840	580,587	585,316	541,120	579,583	557,450	558,858	
2. 営 業 外 費 用	67,987	70,002	73,578	79,341	86,217	85,516	84,209	82,768	81,238	78,589	
(1) 支 払 利 息	67,986	70,001	73,577	79,340	86,216	85,515	84,208	82,767	81,237	78,588	
(2) そ の 他	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
支 出 の 計 (D)	934,026	886,849	906,306	911,548	1,042,000	1,044,348	1,004,225	1,046,793	1,033,105	1,029,411	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	△ 20,995	23,049	24,819	22,491	△ 16,936	△ 12,956	10,303	△ 1,976	18,761	31,812	
特 別 利 益 (F)											
特 別 損 失 (G)											
特 別 損 益 (F)-(G) (H)											
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H) (I)	△ 20,995	23,049	24,819	22,491	△ 16,936	△ 12,956	10,303	△ 1,976	18,761	31,812	
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (J)											
流 動 資 産 (J)											
流 動 負 債 (K)											
うち 建設改良費分											
うち 一時借入金											
うち 未払金											
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)											
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (L)											
営 業 収 益 ー 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	513,355	518,349	522,657	532,343	545,539	545,409	547,697	550,935	561,844	561,602	
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)											
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (N)											
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)											
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)											
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)											

投資・財政計画
(収支計画)

(税込み) (単位:千円)

区 分		年 度									
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	402,800	498,500	639,400	729,300	227,600	200,000	209,900	227,600	180,500	180,500
	うち 資本費平準化債										
	2. 他 会 計 出 資 金										
	3. 他 会 計 補 助 金	25,482	22,536	19,176	16,044	12,914	9,905	7,727	6,441	4,836	3,432
	4. 他 会 計 負 担 金										
	5. 他 会 計 借 入 金										
	6. 国(都道府県)補助金	251,778	448,573	678,286	808,329	157,156	137,865	146,761	177,305	140,550	136,500
	7. 固定資産売却代金										
	8. 受 益 者 負 担 金	24,579	22,763	20,941	36,045	41,690	33,059	34,366	31,023	11,325	6,040
	9. そ の 他										
	計 (A)	704,639	992,372	1,357,803	1,589,718	439,360	380,829	398,754	442,369	337,211	326,472
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)										
	純計 (A)-(B) (C)	704,639	992,372	1,357,803	1,589,718	439,360	380,829	398,754	442,369	337,211	326,472
資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	660,512	952,084	1,322,565	1,535,393	348,932	344,700	364,470	415,271	320,000	320,000
	うち 職員給与費										
	2. 企 業 債 償 還 金	285,653	284,058	282,276	284,482	290,692	279,022	317,887	336,960	361,171	391,099
	3. 他会計長期借入返還金										
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金										
	5. そ の 他	1,500	700	500	500	500	500	500	1,500	500	500
計 (D)	947,665	1,236,842	1,605,341	1,820,375	640,124	624,222	682,857	753,731	681,671	711,599	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	243,026	244,470	247,538	230,657	200,764	243,393	284,103	311,362	344,460	385,127	
補 填 財 源	1. 損益勘定留保資金	182,979	157,917	127,305	91,076	169,043	212,057	250,969	273,610	315,369	356,036
	2. 利益剰余金処分別										
	3. 繰越工事資金										
	4. そ の 他	60,047	86,553	120,233	139,581	31,721	31,336	33,134	37,752	29,091	29,091
計 (F)	243,026	244,470	247,538	230,657	200,764	243,393	284,103	311,362	344,460	385,127	
補填財源不足額 (E)-(F)											
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)											
企 業 債 残 高 (H)	5,391,306	5,605,748	5,962,872	6,407,690	6,344,598	6,265,576	6,157,589	6,235,238	5,976,918	6,024,639	

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分		年 度									
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
収 益 的 収 支 分	収益的収支分	192,823	189,572	192,564	199,660	207,467	214,793	222,381	222,381	245,187	259,307
	うち 基準内繰入金	192,823	189,572	192,564	199,660	207,467	214,793	222,381	222,381	245,187	259,307
	うち 基準外繰入金										
資 本 的 収 支 分	資本的収支分	25,482	22,536	19,176	16,044	12,914	9,905	7,727	6,441	4,836	3,432
	うち 基準内繰入金	25,482	22,536	19,176	16,044	12,914	9,905	7,727	6,441	4,836	3,432
	うち 基準外繰入金										
合 計	218,305	212,108	211,740	215,704	220,381	224,698	230,108	228,822	250,023	262,739	

新宮町公共下水道事業経営戦略ロードマップ

1 経費回収率向上に向けたロードマップ

国土交通省「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進について」（令和2年7月21日付国水下企第34号）を踏まえ、経費回収率向上に向けたロードマップを示します。

（経営の見通し）

経営戦略改定の際に、収益的収支（施設維持管理に係る経費、下水道使用料収入など）及び資本的収支（管渠整備事業費、処理場改良増設事業費や施設老朽化に伴う更新費用、国庫補助金、企業債借入見込など）で構成される投資財政計画（収支計画）を作成し、中長期的な経営見通しを把握します。

また、事業実施計画（直近5年間）に基づく収支計画を作成し、毎年度、経営見通しを把握します。

（経営戦略の検証）

収支構造の適正化に向けて、毎年度、経営戦略に定める取組の進捗状況確認及び投資財政計画と実績（決算）の比較、検証を行います。

（経営戦略の改定）

定期的な検証を踏まえ、経営戦略改定後5年以内に改定します。また、大幅な事業計画の変更が生じた場合など、必要に応じて改定を行います。

（下水道使用料の検証）

経営戦略改定に併せて、少なくとも5年に1回は適正な下水道使用料の在り方について検証します。

2 業績目標

経営基盤強化のため、次のとおり業績目標を定めます。

業績指標	目標とする値	現状 (R5)	中間値 (R11)	目標値 (R16)
経常収支比率	毎年度 100%以上	106.07%	102%	102%
経費回収率	毎年度 100%以上	97.64%	98%	100%
水洗化率	100%	97.3%	98%	100%

3 処理場・ポンプ場等の民間活用の推進（支出削減の取組）

業務効率化の取組として、ウォーターPPP 導入に向けた調査研究を行い、計画期間内（令和16年度）の導入を目指します。

加えて、包括的民間委託や水道事業との連携によりウォーターPPP を推進し、計画期間内（令和16年度）の処理場・ポンプ場等の経費削減を目指します。

経営比較分析表（令和4年度決算）

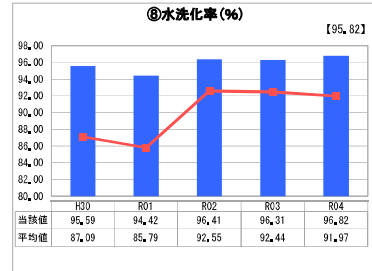
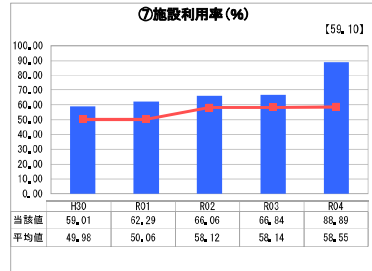
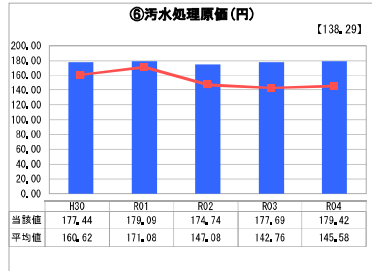
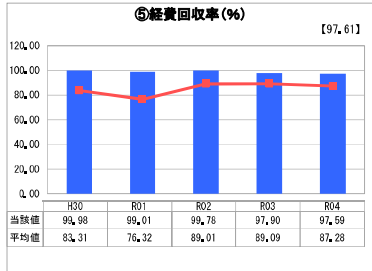
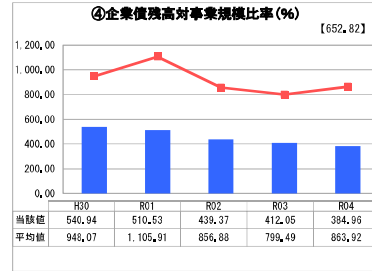
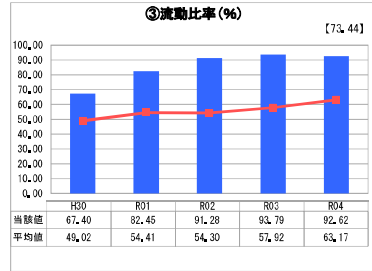
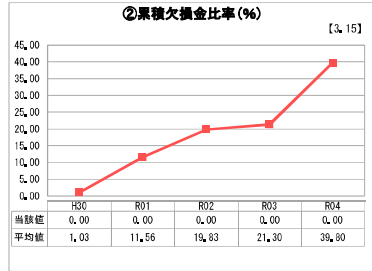
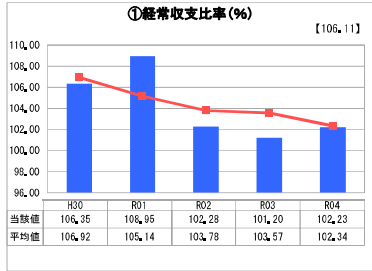
福岡県 新宮町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	公共下水道	Cb1	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	60.07	86.42	94.93	3,300

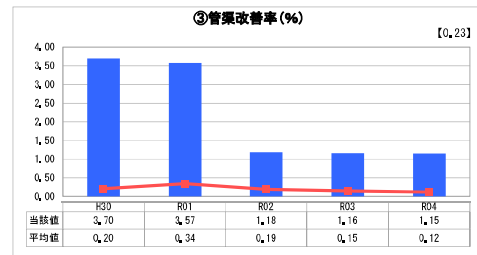
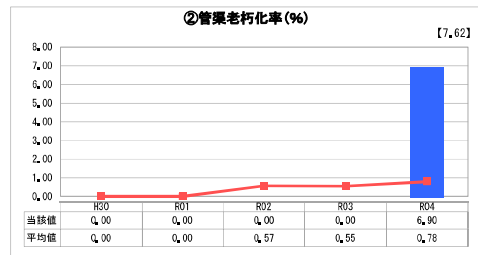
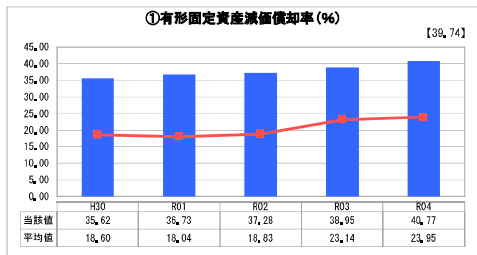
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
33,448	18.93	1,766.93
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
28,795	4.48	6,427.46

グラフ凡例
■ 当該団体値(当該値)
— 類似団体平均値(平均値)
□ 令和4年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

本事業は新宮処理区（平成2年度供用開始）、中央処理区（平成21年度供用開始）の2処理区での事業です。
平成30年度から企業会計に移行しています。
令和4年度の経常収支比率は、微増であり、使用料収入や一般会計繰入金等で維持管理費や企業債利息をまかなえている状況です。
経費回収率は、100%をわずかに下回っていますが、汚水に係る費用をほぼ使用料収入でまかなえている状況にあると言えます。
企業債残高対事業規模比率は、減少していますが、中央浄化センター増設事業に伴う起債借入により、今後増加する見込です。
また、施設利用率は下水道区域の拡大に伴い、増加しています。
水洗化率はほぼ横ばいで推移しており、新規下水道供用開始区域でも下水道への接続工事は順調に進んでいます。

2. 老朽化の状況について

施設全体の維持管理計画に基づき、適切な管理をしていくとともに、ストックマネジメント計画に基づく効率的な改築・更新を図っていきます。
なお、新宮処理区は福岡市に汚水処理を委託しているため、和白水処理センターの施設改築更新にかかる費用負担が生じます。
令和4年度は、三代地区の一部区域に下水道を整備しています。今後は、原上地区に下水道整備区域を拡大していく予定です。
管渠改善率は、新規整備が主であることもあり、横ばいで推移しています。

全体総括

施設管理では、ストックマネジメント計画にもとづき計画的な改築更新や修繕を実施しています。
また、区画整理事業や下水道整備区域の拡大に伴い、汚水処理量の増加が見込まれており、中央浄化センター処理施設増設事業を令和5年度から実施する予定です。
今後は、汚水処理に係る費用の増加や起債償還が経営を圧迫することが想定されることから、上下水道事業経営審議会での審議を踏まえ、経営戦略の見直し及び下水道使用料のあり方を検討していきます。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみ類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

(案)

令和 6 年 1 0 月 7 日

新宮町長 桐島 光昭 様

新宮町上下水道事業経営審議会
会長 松藤 賢二郎

「持続可能な公共下水道事業の経営のあり方」及び「下水道使用料のあり方」に対する意見
について（答申）

新宮町上下水道事業経営審議会は、令和 5 年 8 月 3 日付 5 新上下第 152 号で諮問を受けた「持続可能な公共下水道事業の経営のあり方」及び「下水道使用料のあり方」について、新宮町上下水道事業経営審議会条例（令和 5 年新宮町条例第 1 6 号）第 2 条の規定に基づき、本審議会において意見を取りまとめたので、次のとおり答申します。

1 持続可能な公共下水道事業の経営のあり方について（経営戦略の改定）

新宮町公共下水道事業経営戦略改定版は、施設整備などの投資計画や維持管理経費を反映した経営見通しを立てたうえで経営方針を適切に定めており、経営戦略として適当であると認める。

2 下水道使用料のあり方について

経営戦略の投資財政計画によると、人件費や資材高騰などによる維持管理費用の増加や新宮中央浄化センター増設事業実施に伴う企業債償還金の増加により、経営状況が悪化することは明白である。

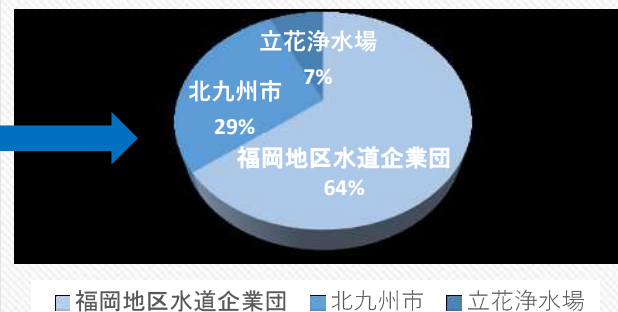
公営企業として、効率的な施設管理による支出減や下水道接続促進による収入増の取組を進めることは必須であるが、抜本的な経営改善のためには、現状 3,000 円/20 m³である使用料体系（基本料金及び従量料金）の見直しが必要であると考えます。

新宮町の水道事業

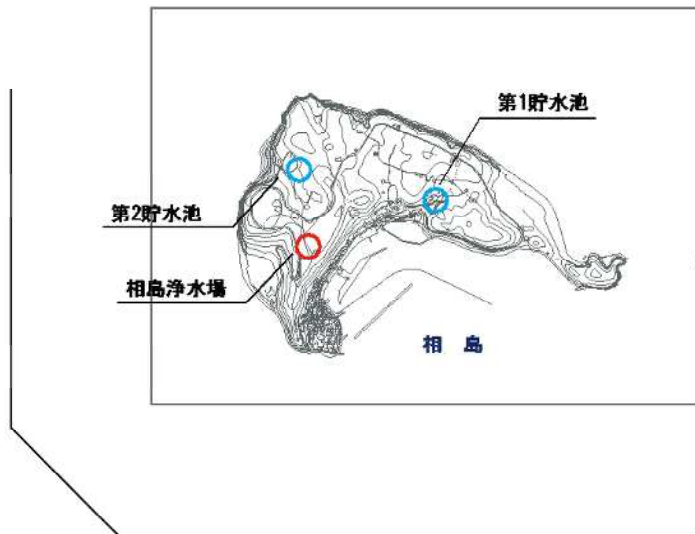
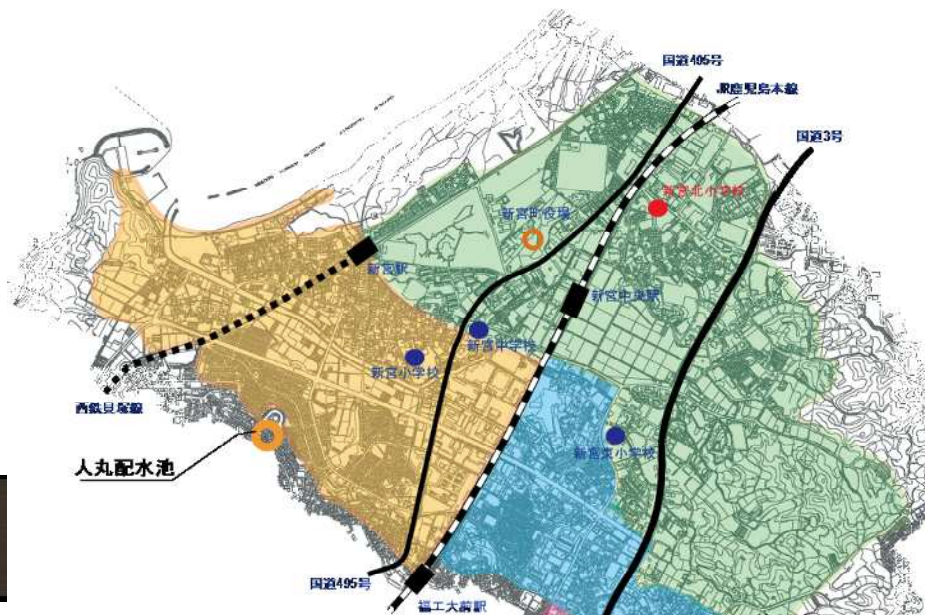
水道事業概要	
創設	昭和48年
浄水施設	立花浄水場(大字三代)
町内水源	井戸施設が町内複数箇所(地図を参照してください)
配水施設	立花配水池、立花第二配水池(立花浄水場内) 人丸配水池(湊坂)、立花口配水池(立花山登山道ふもと)
浄水受水	福岡地区水道企業団(筑後川、海水) 北九州市(遠賀川)

令和5年度実績	
給水人口	32,251人
給水世帯数	13,134世帯
年間配水量	2,905,912 m ³
1日平均配水量	7,940 m ³
1日1人平均給水量	246L
有収率	98.53%

配水量割合



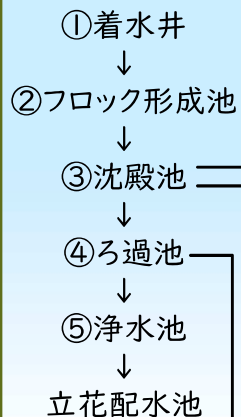
施設位置及び給水区域



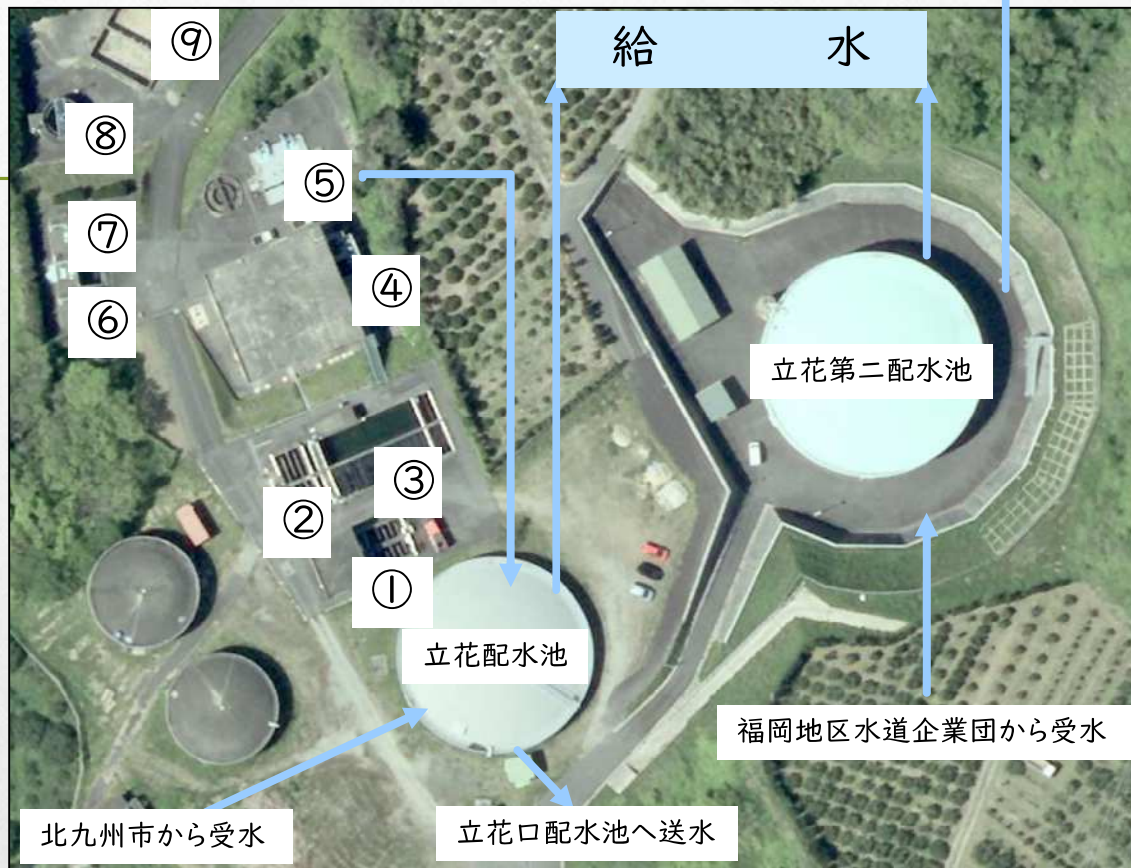
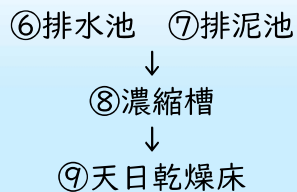
立花浄水場施設配置

古賀市

【浄水施設】



【排水処理】



立花浄水場監視棟



立花浄水場概要

ろ過方式	急速ろ過
計画浄水量	1,550 ^m ³/日
立花配水池容量(立花浄水場及び北九州からの受水)	3,500 ^m ³
立花第二配水池容量(福岡地区水道企業団からの受水)	4,600 ^m ³

人丸配水池

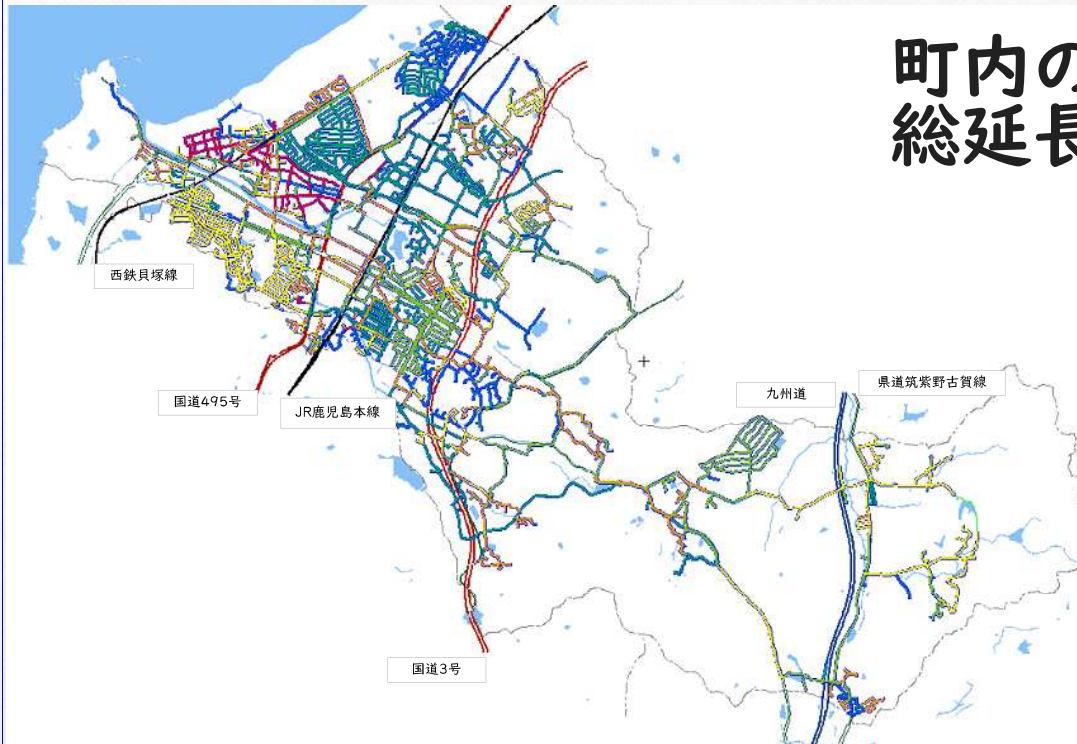


人丸配水池概要

受水方法	福岡地区水道企業団からの受水
配水池容量	2,042 ^m ³
計画受水量	2,175 ^m ³/日

町内配水管路図

町内の配水管の
総延長は約160km



令和5年度末時点の経過年数及び管種により、期間10年で集計した。

布設後50年以上の老朽管

布設後40年以上の経過管

延長の単位はm

集計期間の色は下記図面の色分けと同一	DCP	GP	NCP	VLP	VP	HIVP	PP	PE	小計
	铸铁管	鋼管	ナイロンコーティング鋼管	硬質塩化ビニルライニング鋼管	塩化ビニル管	硬質塩化ビニル管	ポリエチレン管	配水用ポリエチレン管	
1970-1973	80	9	0	0	5,310	75	0	0	5,474
1974-1983	13,053	44	0	0	8,280	1,336	0	0	22,713
1984-1993	23,640	16	36	38	87	6,395	0	0	30,212
1994-2003	32,872	103	0	0	21	3,808	76	1,652	38,532
2004-2013	7,049	47	0	0	12	4,174	499	31,314	43,095
2014-2023	1,463	3	0	0	0	101	1,074	18,070	20,711
小計	78,157	222	36	38	13,710	15,889	1,649	51,036	160,737
	50-300mm	100mm以下	200mm	100mm以下	25-150mm	25-150mm	25-50mm	50-200mm	

主要施策(水道事業)

生活環境の充実(総合計画での位置付け)

☆方向性☆

(水道事業・簡易水道事業)

安定した水の供給のために、効率的な事業運営、費用対効果を考慮した施設更新を実施します。

☆具体施策☆

(水道)

安定した水の供給のため、老朽化した管路及び水道施設について、耐震性・費用対効果を考慮した効率的な更新方法を検討し、実施します。

将来見込まれる水需要の増加に備えるため、施設整備や水源確保を計画的に推進します。

※コストの削減に努め、効率的な民間委託や適正な料金体系について検討します。



経営の現状

水道事業

収入の主なものは、水道料金及び加入金となっています。料金収入は、区画整理事業に伴い増加が見込まれますが、将来的には減少していくことも想定されます。

費用面では、水道管や施設の維持修繕を行いつつ、下水道整備にあわせた水道管更新や経年劣化が進んでいる地域の水道管更新を進めているところです。水道管や施設の更新計画を立て、経営への影響を見定める必要があります。

	営業収益	営業費用	営業収支	営業外収益	営業外費用	営業外収支	純利益
令和5年度決算	602,316,072円	635,859,976円	△33,543,904円	88,412,604円	20,728,571円	67,684,033円	34,140,129円
令和4年度決算	599,946,463円	596,140,795円	3,805,668円	77,052,808円	24,118,758円	52,934,050円	56,739,718円
令和3年度決算	606,168,745円	597,477,128円	8,691,617円	78,842,757円	27,647,657円	51,195,100円	59,886,717円

新宮町水道事業経営戦略

団 体 名 : 新宮町

事 業 名 : 新宮町水道事業

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 給 水

供用開始年月日	昭和46年10月1日(※1)	計画給水人口	32,670(※2)	人
法適(全部・財務) ・非適の区分	全部適用	現在給水人口	32,790	人
		有収水量密度	2.15	千m ³ /ha

※1 簡易水道事業として昭和46年度に施設の供用を開始しています

※2 令和3年度に認可変更を行う予定です。

② 施 設

水 源	浄水受水・地下水			
施 設 数	浄水場設置数	1	管 路 延 長	163.7
	配水池設置数	4		
施 設 能 力	11,200	m ³ /日	施 設 利 用 率	77.5
				%

③ 料 金

料 金 体 系 の 方 概 要 ・ 考 え 方	本町水道事業の水道料金は、「基本料金」と「使用水量に応じた従量料金」、「メーター使用料」、「その合計にかかる消費税相当額」で構成されています。そのうち従量料金は多く使用するほど1m ³ 当たりの単価が高くなる逓増型料金体系となっています。
料 金 改 定 年 月 日 (消費税のみの改定は含まない)	昭 和 5 8 年 1 0 月 1 日

<料金表(1か月当たり)>

	使用水量	金額		口径	金額
基本料金	6m ³ まで	900円	メーター使用料	13mm	100円
従量料金	7~15m ³	180円/m ³		20mm	150円
	16~20m ³	200円/m ³		25mm	200円
	21~50m ³	230円/m ³		30mm	300円
	51~200m ³	270円/m ³		40mm	400円
	201m ³ 以上	310円/m ³		50mm	2,000円
	一時用	310円/m ³		75mm	3,000円

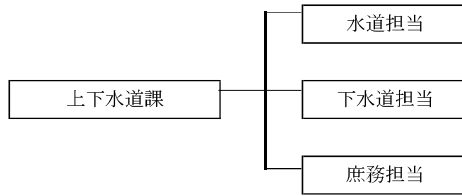
※上記料金の合計額に消費税が別途かかります。(10円未満切り捨て)

※検針が隔月となっている箇所、検針を行わない月は基本料金とメーター使用料のみ請求します。

④ 組織

新宮町上下水道課は、水道担当、下水道担当、庶務担当の大きく3つに分かれています。
課長(1人)、課長補佐(1人)、主幹(4人)、主査(4人)、主任主事(2人)、主事(2人)の14人です。(内水道事業7人)

<組織体制>



<職員数・年齢構成等>

年齢	管理職	水道担当	下水道担当	庶務担当	合計
61歳～	人	人	人	人	人
51～60歳	1人	人	人	1人	2人
41～50歳	1人	1人	1人	1人	4人
31～40歳	人	2人	1人	2人	5人
～30歳	人	人	1人	2人	3人
合計	2人	3人	3人	6人	14人

(2) これまでの主な経営健全化の取組

① 維持管理業務

水道施設運転維持管理包括業務(浄水場運転管理、水道の開始・中止の開閉栓、水道管の漏水調査)、検針業務を民間業者に委託し、効率化と経費削減を図っています。

② 施設の統廃合と広域化の取組

福岡地区水道企業団の受水量が増えたことや北部福岡緊急連絡管を利用した北九州市からの受水が開始されたことにより、4か所の浄水施設を廃止又は休止し経費削減を図っています。次に、広域化の取組として、福岡地区水道企業団に水質検査を委託することで、設備投資の削減を図っています。更に、古賀市との共同配水池(立花第二配水池)を持つことで初期投資の抑制を図っています。

*1 水道事業の広域化とは、水道法(昭和32年法律第177号)第2条の2第2項の市町村の区域を超えた広域的な水道事業者間の連携等に当たるものである。その具体的な方策としては、経営統合(事業統合及び経営の一体化をいう。以下同じ。)、浄水場等一部の施設の共同設置や事務の広域的処理等がある。

(3) 経営比較分析表等を活用した現状分析 **令和5年度決算反映**

別紙のとおり

2. 将来の事業環境

(1) 給水人口の予測

給水人口は給水区域内人口に普及率を乗じて算出しました。令和3年度に申請予定の認可申請書(令和2年度作成)の計画値に基づき、給水普及率を99.5%に設定しています。また、区画整理事業、民間開発等が計画されており、今後も人口増加の傾向が続くものと予測しています。

予測値

R7～R16

項目	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
普及率	98.6%	98.7%	98.8%	98.9%	99.0%	99.1%	99.2%	99.3%	99.4%	99.5%
給水人口	32,963	33,264	33,564	33,865	34,166	34,238	34,309	34,678	35,047	35,517

(2) 水需要の予測

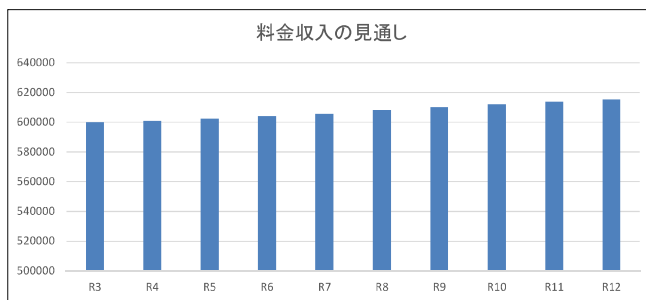
今後行われる土地区画整理事業や民間開発による人口増加に伴い、使用水量は今後も増加する見込みです。

R7～R16

項目	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
生活用水原単位(ℓ/人・日)	186	186	186	186	186	186	186	186	186	186
生活用水量(㎥/日)	6,132	6,188	6,243	6,299	6,355	6,369	6,382	6,451	6,519	6,607
業務・営業用(㎥/日)	1,551	1,551	1,551	1,551	1,609	1,687	1,765	1,843	1,922	2,000
官公署・学校用(㎥/日)	178	178	178	178	178	178	178	178	178	178
その他用(㎥/日)	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13
合計	7,874	7,930	7,985	8,041	8,155	8,247	8,338	8,485	8,632	8,798

(3) 料金収入の見通し

今後も人口増加は継続する見込みのため、料金収入も微増していく見込みです。



R7～R16

(4) 組織の見通し

平成14年度に下水道課と統合しており、今後も継続していく予定です。現段階で職員数の変更は予定していません。

3. 経営の基本方針

(基本方針)

安定した水の供給のために、効率的な事業運営、費用対効果を考慮した施設更新を実施します。

(具体的な施策)

- ①老朽化した管路及び水道施設について、耐震性・費用対効果を考慮した効率的な更新方法を検討し、実施します。
- ②水道事業の健全経営のため、コストの削減に努め、適正な料金体系について検討します。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) R7～R16

別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目標	緊急度・優先順位の高いものから計画的に施設更新を行います。	
① 配水管更新事業	事業期間 令和3年度～令和12年度	事業費:791百万円
② 水道施設更新事業	事業期間:令和3年度～	事業費: 13百万円

② 収支計画のうち財源についての説明

目標	更新や修繕などに必要な財源を確保し、収支均衡に努めます。
----	------------------------------

- ・料金収入について、今後も微増で推移していく見込みです。
- ・企業債は、各年度の事業費を基に必要額を計上しています。
- ・繰入金について、国が定める公営企業繰出基準の原則に従って計算しています。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

- ・職員給与費 現時点で職員数の増減は予定していないため、給与改定分のみを反映して積算しています。
令和3年度～令和12年度 金額: 598百万円
- ・委託料 水道施設運転維持管理包括業務委託が主なものとなります。
令和3年度～令和12年度 金額: 482百万円
- ・修繕費 配水管漏水及び浄水場機械設備等の修理費で、近年の実績に基づき積算しています。
令和3年度～令和12年度 金額: 133百万円
- ・動力費 将来的の水需要を踏まえ、受水量とのバランスを考慮し積算しています。
令和3年度～令和12年度 金額: 96百万円
- ・受水費 今後の水需要を考慮し積算しています。
令和3年度～令和12年度 金額: 3,229百万円

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 投資の合理化、費用の見直しについての検討状況等

広 域 化	第6次新宮町総合計画では、令和42年頃から人口が減少になることが予測されています。それに伴い給水収益も減少し、限られた職員数で事業運営を行わなくてはならないことが予想されるため、広域化についても検討を行い効率的な事業運営を目指していく必要があります。今後の周辺自治体や用水供給事業の動向に注視し、広域化に向けた必要性やメリットについて検討していきます。
民間の資金・ノウハウ等の活用 (PPP/PFI等の導入等)	現段階での検討事項はありません。
アセットマネジメントの充実 (施設・設備の長寿命化等による投資の平準化)	老朽化した施設は、維持補修を行いながら延命化を図り投資の平準化に努めます。
施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイジング)	将来の需給バランスを考慮し、余剰な施設が発生した場合、休止・廃止を検討します。
施設・設備の合理化 (スペックダウン)	過大な管路については、管口径の見直しの検討を行います。
その他の取組	現段階での検討事項はありません。

② 財源についての検討状況等

料 金	今後も料金収入増の見込みです。
企 業 債	世代間の公平性、将来への負担のバランスを考慮し借入額を検討していきます。
繰 入 金	国が定める公営企業操出基準の原則に従います。
資産の有効活用等(*2)による 収入増加の取組	売却可能な資産については、既に売却しているため、現段階では検討事項はありません。
その他の取組	現段階で検討事項はありません。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、 改定等に関する事項	今後この計画の実施状況を適宜評価・検証を行いながら計画期間の中間時(5年経過後)に見直しを行います。また、この計画と実績との乖離が著しい場合や計画の前提となる経営・財政条件が大幅に変更となった場合にも見直しを行います。
-------------------------	---

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円)

区分	年度												
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度			
資本的収入	1. 企業費平準化債 うち資本費平準化債	30,000	30,000	30,000	30,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000
	2. 他会計出資金												
	3. 他会計補助金												
	4. 他会計負担金	1,096	1,644	1,644	1,644	1,644	1,644	1,644	1,644	1,644	1,644	1,644	1,644
	5. 他会計借入金												
資本的収入	6. 国(都道府県)補助金												
	7. 固定資産売却代金												
資本的収入	8. 工事負担金	36,550	21,300	42,494	13,238		18,880	26,895	27,810	39,143		15,000	
	9. その他	37,646	52,944	74,138	44,882	61,644	80,324	88,539	89,454	100,787		76,644	
資本的収入	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額												
	(B)の純計	37,646	52,944	74,138	44,882	61,644	80,324	88,539	89,454	100,787		76,644	
資本的支出	1. 建設改良費	82,256	101,200	94,500	61,200	86,500	105,600	115,600	112,600	127,700		105,500	
	うち職員給与費												
資本的支出	2. 企業償還金	136,541	140,061	143,685	127,142	114,054	111,291	87,476	73,167	63,423		47,081	
	3. 他会計長期借入返還金												
資本的支出	4. 他会計への支出金												
	5. その他												
資本的収入額が資本的支出額に不足する額	(D)の純計	218,797	241,261	238,185	188,342	200,554	216,891	203,076	185,767	191,123		152,581	
	(E)の純計	181,151	188,317	164,047	143,460	138,910	136,567	114,537	96,313	90,336		75,937	
補填財源	1. 損益勘定留保資金	177,680	181,599	159,865	139,645	131,592	129,210	107,018	89,150	82,830		68,255	
	2. 利益剰余金処分												
補填財源	3. 繰越工事資金												
	4. その他	3,471	6,718	4,182	3,815	7,318	7,357	7,519	7,163	7,506		7,882	
補填財源	(F)の純計	181,151	188,317	164,047	143,460	138,910	136,567	114,537	96,313	90,336		75,937	
	(E)-(F)の純計												
他会計借入金残高	(G)の純計												
	(H)の純計	1,146,357	1,036,296	922,611	825,469	771,415	720,124	692,648	679,481	676,058		688,977	

(単位:千円)

○他会計繰入金

区分	年度												
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度			
収益的収支分	うち基準内繰入金	2,880	2,880	2,880	2,880	2,880	2,880	2,880	2,880	2,880		2,880	
	うち基準外繰入金	2,217	2,217	2,217	2,217	2,217	2,217	2,217	2,217	2,217		2,217	
資本的収支分	うち基準内繰入金	663	663	663	663	663	663	663	663	663		663	
	うち基準外繰入金	1,096	1,644	1,644	1,644	1,644	1,644	1,644	1,644	1,644		1,644	
合計	うち基準内繰入金	1,096	1,644	1,644	1,644	1,644	1,644	1,644	1,644	1,644		1,644	
	うち基準外繰入金	3,976	4,524	4,524	4,524	4,524	4,524	4,524	4,524	4,524		4,524	

